

自治基本条例 他市町村比較表「定義」

資料1

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する個人(以下「住民」という。)</p> <p>イ 市内に通勤し、又は通学する個人</p> <p>ウ 市内に事業所を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体</p> <p>エ 市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 協働 市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割及び責任の下に、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で補い合い、連携及び協力を図り、行動することをいう。</p> <p>(4) まちづくり 市民が幸せに暮らせるより良いまちを創るための取組及び活動をいう。</p> <p>(5) 地域コミュニティ 一定の地域を基盤とした住民の組織又は住民同士のつながりであり、住民相互の信頼及び連帯により、当該地域に関わる様々な活動を自主的及び自立的に行う組織及び集団をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 住民 村内に住んでいる人をいいます。</p> <p>(2) 事業者等 村内で働き、又は学ぶ人及び村内で事業を営む、又は活動する個人若しくは法人その他の団体をいいます。</p> <p>(3) 村民 住民及び事業者等をいいます。</p> <p>(4) 村民組織 村民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し、多様な活動を行う組織をいいます。</p> <p>(5) 村 村議会及び村の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。</p> <p>(6) 村の執行機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(7) まちづくり まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動をいいます。</p> <p>(8) 自治 村民が村政に参画し、その意思と責任に基づき村政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。</p> <p>(9) 協働 まちづくりのために、村民と村とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。</p> <p>(10) 自治会 一定の地域的区画内における生活環境の課題解決又は共通利益の実現に向け、地域を代表しつつ、地域の管理にあたる村民組織をいいます。</p> <p>(11) 地域自治 前号に掲げる自治会の区域内において、自治会が自主的及び自立的に活動し、地域のまちづくりを推進することをいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する人、又は町内に通勤する人若しくは通学する人、若しくは事業者をいいます。</p> <p>(2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。</p> <p>(3) 町 町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町をいいます。</p> <p>(4) まちづくり 町民が住みよく安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。</p> <p>(5) 協働 多様な主体が対等な立場で、共通の目的に向かって、ともに力をあわせて活動することをいいます。</p> <p>(6) 町民参加 まちづくりに関して町民が責任をもって自発的に関わることをいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)町民 町内に居住する者、町内に通勤する者、町内に通学する者並びに町内で事業及び活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(2)執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3)町 議会及び執行機関をいう。</p> <p>(4)参加 町が行う政策の立案、施策の実施、評価等の各過程において、町民が町に対して意見を述べ、提案し、活動等を行うことをいう。</p> <p>(5)協働 町民及び町がそれぞれの役割及び責務に基づき、互いを尊重しながら、対等な立場で共通の目的の実現に向けて協力してまちづくりに取り組むことをいう。</p>